

【 2023 年 2 月号 (第 14 号) 】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

先般、2022 年の中国 GDP 成長率が 3%と発表されました。本号では足元の中国経済動向と鍵となる消費の回復についてお届けいたします。続いて最新の人民元の国際化の現状と将来展望について解説いたします。これに加え、中国におけるコンプライアンス問題等への企業としての対応について最新動向を紹介いたします。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】（電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。）

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス……………P1
2. 足元の中国経済と消費の回復について……………P2
3. 人民元国際化の現状と将来展望……………P7
4. 中国における環境コンプライアンス対応での要点……………P15
5. 中国におけるセクハラに関する最新動向……………P23

発行日：2023 年 2 月 06 日

2023 年 2 月

< チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス >

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済/コロナ対策 ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・法治化 ・医療・ヘルスケア ・教育（学習塾等） ・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・人口・高齢化（戸籍制度） ・双循環 ・標準化推進 ・メタバース ・米国上場/香港上場 ・資本市場整備 ・環境規制 ・長三角一体化 ・イノベーション/ 5G / ブロックチェーン/ 自動車 / 電池 ・税制改革 ・越境EC ・労働者保護		
※1 集団学習	・国際発信の強化（第30回2021/5） ・共産党の伝統（第31回2021/6） ・反腐敗闘争の堅持（第40回2022/6） ・人材による軍の強化（第41回2022/7） ・第二十回党大会の精神の学習（第20届中央政治局第1回2022/10）	・エコジ-文明（第29回2021/4） ・バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） ・デジタル経済（第34回2021/10） ・資本の健康発展の規範と引導（第38回2022/4） ・新たな発展構造の構築（第20届中央政治局第2回2023/2）	・社会保障（第28回2021/2） ・法治体制（第35回2021/12） ・カーボンニュートラル（第36回2022/1） ・中国の人権（第37回2022/2） ・中華文明の歴史の研究の深化（第39回2022/5）
※2 パブコメ	・立法法（22/10/31～11/29）	・不正競争防止法（22/11/23～12/22） ・自動車ファイナンス企業管理弁法（22/12/29～23/1/29） ・会社法（第2回目修正草案）（22/12/30～23/1/28） ・『三つの弁法と一つの規定』（固定資産貸付管理弁法、流動資金貸付管理弁法、個人貸付管理弁法、プロジェクトファイナンス業務管理規定）（23/1/6～2/6）	・道路自動車両生産参入許可管理条例（22/10/28～11/27） ・社会信用体系建设法（22/11/14～12/14） ・自動車製造企業プラインド中古車認証規範（22/12/7～2023/1/6） ・知財侵害刑事案件法律適用に関する法解釈（23/1/18～3/5）
主な公表済政策等	・陸地国境法（21/10/23） ・党百年の重大な成果と歴史的経験（21/11/11） ・政府活動報告（22/3/5） ・中国共産党政治協商活動条例（22/6/20） ・デジタル政府構築強化（22/6/23） ・中国共産党定款（22/10/22）	・製造業を重点とする外資投資の促進措置（22/10/25） ・外資投資奨励産業目録（2022年版）（22/10/28） ・上海市多国籍企業による地域本部設立の奨励規定（22/11/8） ・不動産市場の安定と健康的発展への金融による支持の実施に関する通知（22/11/23） ・「14.5」現代物流発展計画（22/12/15） ・内需拡大戦略計画綱要（22/12/19） ・エネルギー-電子製品発展の推進に関する意見（23/1/3） ・データ安全産業の発展の促進に関する意見（23/1/3） ・企業中長期外債審査登記管理弁法（23/1/5） ・対外貿易企業のクロスボーダー人民利用拡大へのさらなる支持に関する通知（23/1/6） ・外資投資研究開発センターの奨励措置（23/1/18）	・データ越境移転安全評価弁法（22/7/7） ・国家標準管理弁法（22/9/9） ・強制認証製品管理規定（22/9/29） ・著名人の広告への出演のさらなる規範化に関する指導意見（22/10/31） ・新型コロナウイルス対策の更なる改善、科学的・的確な実施に関する通知（22/11/11） ・新型コロナウイルス対策のより一層な改善と実現に関する通知（22/12/7） ・工業と情報化領域のデータ安全管理弁法（試行）（22/12/8） ・データ基礎制度の構築に関する意見（22/12/19） ・情報技術製品の国家通用言語文字の使用に関する管理規定（23/1/3）

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載（2021/12以降）

足元の中国経済と消費の回復について

～2022 年実質 GDP 成長率は +3.0%～

MIZUHO

みずほ銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー部
主任エコノミスト 伊藤 秀樹
Email:hideki.ito@mizuho-cb.com
Tel:+86-(0)21-3855-8888 (Ext1177)

<要約>

- ・ 2022 年 10～12 月期の実質 GDP 成長率は前年同期比 +2.9%と、国内での感染拡大や世界的な財需要の一段落等を背景に減速した。通年の実質 GDP 成長率は、前年比 +3.0%で着地
- ・ 12 月の経済指標は生産活動では減速がみられるも、小売・投資は持ち直し。但し、小売の持ち直しは、感染増による医薬品や駆け込み需要を反映した自動車が牽引しており、一時的な側面も
- ・ 足元の感染状況が収束すれば、消費活動は持ち直しへ。ただし、雇用・所得環境は悪化しており、個人消費の正常化には時間を要する見込み

1. 年間を通じてコロナ・不動産が景気を下押

■ 2022 年 10～12 月期は前年同期比 +2.9%と減速

2022 年の実質 GDP 成長率は前年比 +3.0%と昨春の全人代で掲げた成長率目標「+5.5%前後」を大幅に下回る結果となった。新型コロナウイルスに伴う消費活動の停滞や不動産市場の低迷が年間を通じて景気を下押しした格好だ。

2022 年 10～12 月期については、前年同期比 +2.9%と前期（7～9 月期：同 +3.9%）より減速した（図表 1）。11 月の新型コロナウイルス対策改善の 20 か条措置¹や 12 月の同 10 か条措置²といった防疫措置の緩和を背景に新規感染者数が急増し、一時的とはいえ経済活動へ打撃を与えた。しかし、12 月単月の経済指標は、生産活動こそ前月より減速したが、感染状況に反して小売売上高や固定資産投資において持ち直しがみられた。

■ 小売売上高は改善ながら一時的な要因も

12 月の生産活動は、長引く内需の低迷や感染拡大により労働者の移動が物理的に困難になったことなどをうけて、工業付加価値生産額は前年同月比 +1.3%と前月（同 +2.2%）より低下した。政府による販売促進策を背景に、堅調に推移していた自動車の生産も 11 月より鈍化し、12 月には前年割れ（同 ▲5.9%）となった。10～12 月期では前年同期比 +2.8%と前期（同 +4.8%）より減速も、上海で感染拡大のあった 4～6 月期（同 +0.6%）のような大幅な落ち込みは回避した。

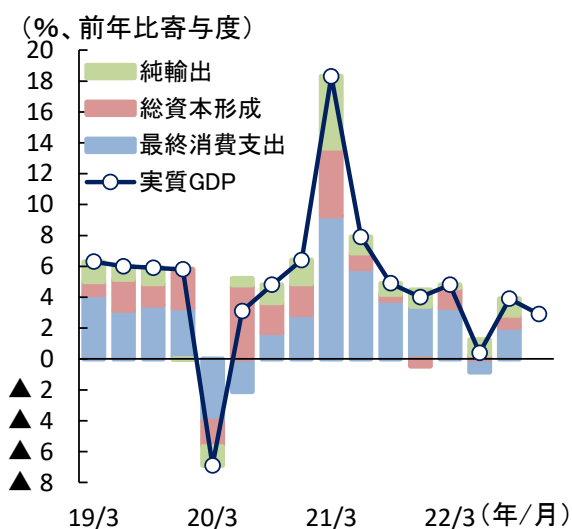
一方、小売売上高や固定資産投資には持ち直しがみられた。小売売上高は 10～12 月期では前年同期比 ▲2.7%とマイナス圏に沈んだが、12 月には前年同月比 ▲1.8%と減少幅は改善した。もちろん、人々の外出状況を示す道路混雑状況指数（図表 2）や地下鉄の乗客数は 12 月下旬を底に大きく落ち込んでおり、10～12 月期の飲食サービス消費は前年同期比 ▲10.3%（7～9 月：同 +1.5%）と、4～6 月期（同 ▲15.6%）と同様に二桁での落ち込みとなった。しかし、12 月の財（モノ）消費については、前年同月比 ▲0.1%と前月（同 ▲5.6%）より

¹ 詳細は、「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（経済編 128 号）」（2022 年 11 月 23 日）参照

² 詳細は、「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（経済編 129 号）」（2022 年 12 月 23 日）参照

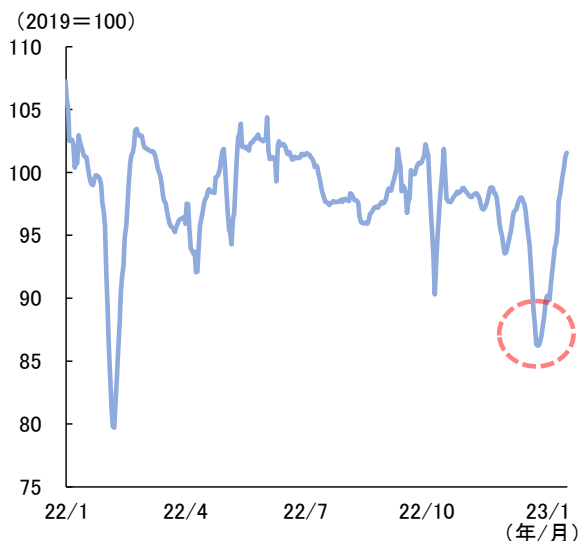
急速な持ち直しがみられた（図表 3）。もっとも、一定規模以上の企業を対象とした小売統計からは、感染拡大による医薬品や、購入支援策の期限切れを意識した自動車の駆け込み需要³が下支え役を果たしたと読み取れる（図表 4）。そのため、足元の持ち直しには一時的な要因が強いといえ、12 月をもって消費活動が底打ちしたとみるには早計と考える。

図表 1 実質 GDP 成長率



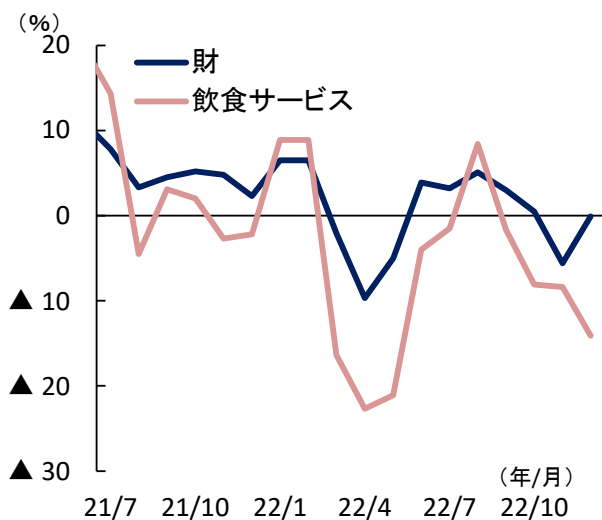
(注) 2022 年 10~12 月期の寄与度は執筆時点で未公表
(資料) 中国国家统计局、CEIC

図表 2 道路混雑指数



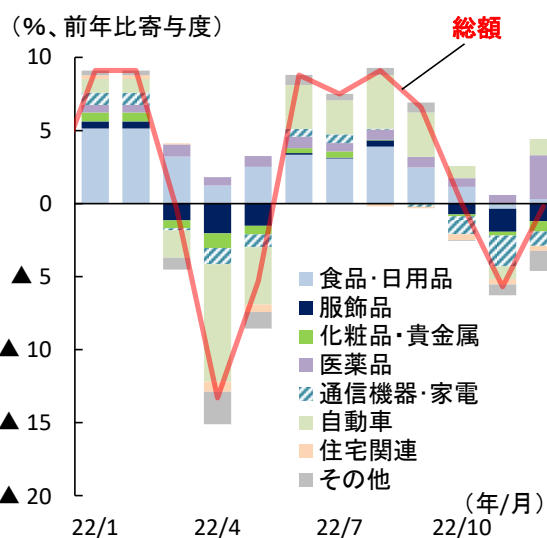
(注) 100 都市平均、7 日間移動平均、1 月 15 日時点
(資料) wind

図表 3 小売売上高



(資料) 中国国家统计局、CEIC

図表 4 一定規模以上小売売上高

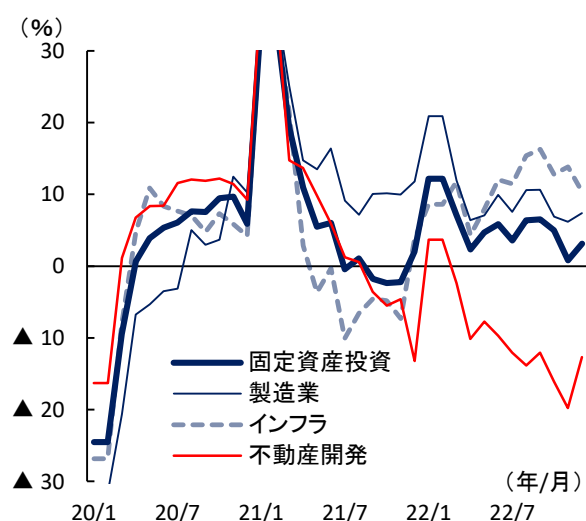


(資料) 中国国家统计局、CEIC

³ 中国自動車流通協会「2022 年 12 月份全国乘用车市场分析」

また、投資活動も 10～12 月期では前年同期比+3.0%とプラス成長を維持し、12 月単月では前年同月比+3.1%と改善した（11 月：同+0.8%）（図表 5）。ただし、低迷する不動産投資を、インフラ投資と製造業投資で補う構図に変化は見られない。10～12 月期の不動産開発投資は前年同期比▲16.4%と、比較的堅調な製造業投資や政策支援を受けるインフラ投資の伸び（10～12 月期は、それぞれ同+6.8%、同+12.3%⁴）を相殺している。図表 5 では 12 月単月の不動産開発投資に改善みられるものの、前年要因を考慮すれば底入れとは言い難い。事実、12 月までの不動産販売面積は累計前年同月比▲24.3%（11 月：同▲23.3%）と減少傾向が続いており、不動産価格（前月比）も▲0.23%と 16 カ月連続でマイナスを記録している（図表 6）。

図表 5 固定資産投資



（注）公表済累計伸び率より単月実績を試算
（資料）中国国家统计局、CEIC

図表 6 新築住宅価格指数（前月比）



（資料）中国国家统计局、CEIC

輸出入（財、名目ドル）については、10～12 月期はそれぞれ前年同期比▲6.5%（前期：同+10.3%）、同▲6.5%（前期：同+0.7%）とコロナ禍以降の拡大基調より転換を迎えている（図表 7）。世界的な財需要の一服に加え、感染拡大による生産・物流の停滞が減少要因となった。

2. 感染収束と消費活動の正常化にはラグ

■ 消費活動の正常化は 2023 年後半か

前述の通り足元の景気停滞は感染拡大によるところが大きく、なかでも 2022 年 10～12 月期において前年割れを記録した小売（消費活動）への下押し圧力は大きい。そのため、景気の先行きは低迷する個人消費の持ち直しがポイントとなろう。具体的には、①感染収束のタイミング、②収束後の消費活動の回復ペースに分けて考える必要がある。

まず、①については、国内外の専門家の意見には幅があるものの、中国疾病予防コントロールセンターによれば、3 月中旬まで 3 つの感染の波が発生するとしている⁵。ワシントン大学保健指標評価研究所（IHME）は、

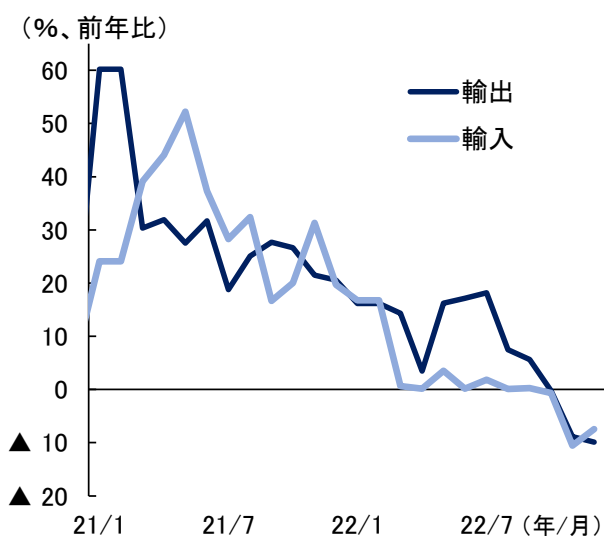
⁴ インフラ投資は交通運輸・倉庫、環境、公共等の合計

⁵ 中国新聞網「吳尊友：今冬中国疫情面临“一峰三波”」（2022 年 12 月 17 日）

ホームページ上で、新規感染者数のピークを3月中旬とするシミュレーションを公開しており⁶、春先以降が一つの目安となっている。

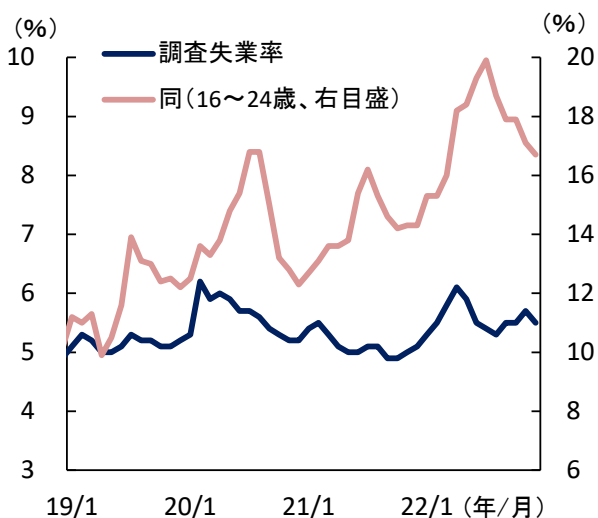
②については、感染が収束し行動面での制約が外れた後は、一定程度まで消費活動は回復するとみる
が、正常化には時間を要すると考えられる。長引くコロナ禍で雇用・所得環境が悪化しており、消費の本格回復への足かせになると考えられるからだ。足元の都市部調査失業率は、5.5%と全人代で定めた目標をクリアするも、若年層の失業率はコロナ発生前と比較して高い水準にある（図表8）。名目可処分所得の伸びも前年比+5.0%と、コロナ禍前である2019年（同+8.9%）を大きく下回る。①、②を踏まえれば、消費活動の正常化は、早くとも2023年後半以降になるのではないかと考える。

図表7 財輸出入（米ドル建）



（注）1、2月は平均値
（資料）中国海関総署、CEIC

図表8 都市部調査失業率



（資料）中国国家統計局、CEIC

■ 足元では想定を上回る回復ペース。一方、変異株というリスクシナリオも

一方、足元で確認される高頻度データでは1月に入り急速なリバウンドがみられる。例えば、前述の地下鉄乗客数では、確認できる23都市のほとんどで昨年12月下旬に底入れがみられ（図表9）、昨年12月20日時点で平時の約4割まで落ち込んだ乗客数は、1月15日時点で8割を超えた⁷。春節休暇に伴う国内の移動も、中国交通運輸部は前年比99.5%増の約21億人と予想している。また、12月の製造業・非製造業PMI（購買担当者景気指数）の先行き期待はそれぞれ52.6、57.9と、ともに11月（製造業：48.9、非製造業：54.1）より改善しており（図表10）、想定以上に景気回復のペースが早まる可能性も出てきている。他方、新たな変異株等の発生により、今年前半のタイミングで再び大規模な感染の波が押し寄せてくる可能性がないとは言い切れない。あくまでリスクシナリオの位置付けであるが、こうした想定外にも留意が必要であろう。

⁶ 2023年1月16日時点。複数のシミュレーションのうち、追加の防疫措置を取らない場合

⁷ 感染状況が比較的落ち着いた2022年7月1日時点との対比。23都市における比率の単純平均

図表 9 地下鉄乗客数が最も少ない日

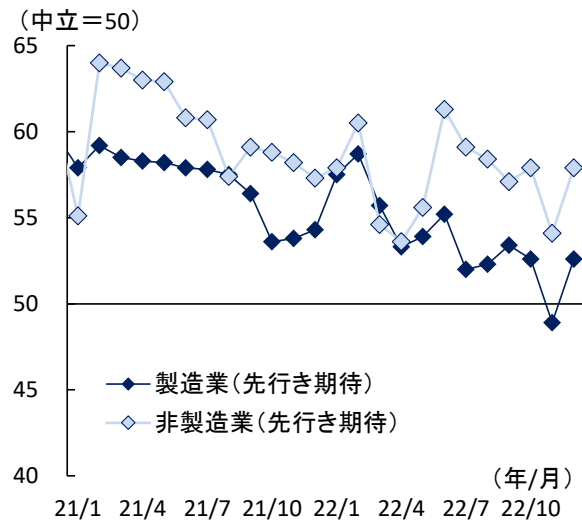
石家荘	12月16日	ハルビン	12月23日
北京	12月17日	長沙	12月24日
武漢	12月19日	合肥	12月24日
重慶	12月19日	南寧	12月24日
成都	12月20日	南昌	12月24日
昆明	12月20日	南京	12月25日
瀋陽	12月20日	上海	12月27日
天津	12月20日	深セン	12月27日
鄭州	12月21日	蘇州	12月27日
広州	12月22日	東莞	12月27日
西安	12月23日	厦門	1月2日
大連	12月23日		

(注) 2022年12月10日～2023年1月15日の間で最も

乗客数が少ない日、7日間移動平均

(資料) wind

図表 10 製造業・非製造業 PMI



(資料) 中国国家统计局、CEIC

人民元国際化の現状と将来展望

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.
Email: yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp
Tel: 03-5220-8729

<要約>

- ・ 人民元建て国際決済シェアは 2021 年に日本円を抜いて世界 4 位となり 2022 年には 3.2%に達した。
- ・ 外貨準備における人民元の割合は 2.88%へと上昇するも日本の 5.6%とはまだ差がある。
- ・ 人民元の国際展開が香港などに限定されている点が課題。(人民元クロスボーダーの受払金額及びオフショア人民元市場の預金残高は香港が全体の半分以上を占めている。)
- ・ 国際基軸通貨への道のりは時間を要すると思われるが、人民元の国際化はその前提として中国の規制緩和と対外開放と表裏一体をなすものである。

1. はじめに

アメリカのサブプライムローンに起因した世界金融危機直後の 2009 年から強化され始めた中国の人民元国際化事業はいくつかの段階を経て起伏を伴いながら進んできている。特に 2018 年に始まった米中貿易摩擦、2020 年に起きた新型コロナウイルスのパンデミック、2022 年に勃発したロシア・ウクライナ戦争などによる経済的不確実性、社会的不安定性の増大の中においても、人民元国際化の動きは停滞することなく、むしろこれまで以上に活発に見られており、国内外から注目されている。

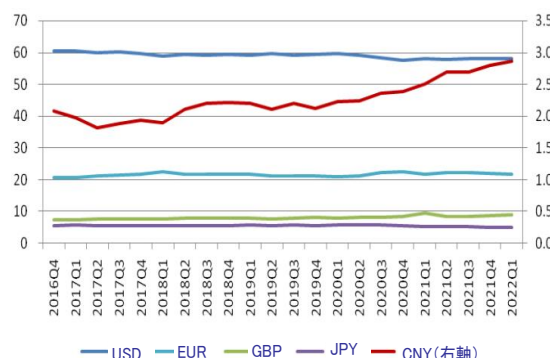
中国人民銀行（中央銀行）が昨年 9 月に発表した「2022 年人民元国際化報告」によると、2021 年以降、人民元の越境決済の金額が前年の高い基準をベースに増加し続けた。21 年に銀行が顧客の代わりに行なった人民元建て越境受払の金額は前年同期比 29.0%増の 36 兆 6 千億元に上り、過去最高額を更新した。人民元の越境収支は全体としてバランスが取れ、通年で累計 4044 億 7 千萬元の純流入となった。国際銀行間通信協会（SWIFT）のデータによれば、人民元建て国際決済のシェアが 21 年 12 月に 2.7%に向上し、人民元は日本円を抜いて世界 4 位の決済通貨になり、22 年 1 月はさらにシェアが上昇して 3.2%に達し、過去最高を更新した。国際通貨基金（IMF）が発表した公的外貨準備の通貨別構成（COFER）のデータを見ると、22 年第 1 四半期（1-3 月）には、世

図表1 ここ約10年における中国人民元国際化の進展状況

主要指標項目	2012年(最も早く数字入手可能年)	2021年(最も早く数字入手可能年)
IMFの特別引き出し権(SDR)に占めるウェイト	2016年10月にSDRの構成通貨になり、ウェイト10.92%	2022年6月にSDRにおける人民元のウェイトは12.28%にアップ
世界外貨準備のシェア	2016年12月における世界外貨準備のシェアは1.08%	2022年6月における国際準備通貨に占めるシェアは2.88%
国際決済通貨のシェア	2012年1月、SWIFTによる人民元建て決済シェアは0.26%、世界で20位	2022年9月、SWIFTによる人民元建て決済シェアは2.44%、世界で6位
人民元建て直接投資総額	2012年末、人民元建て直接投資総額は2904億元	2021年末、人民元建て直接投資総額は5.8兆元に拡大(20倍増)
世界外為取引のシェア	2015年4月、人民元建て外為取引は世界外為取引の2%、世界で8位	2022年4月、人民元建て外為取引は世界外為取引の7%、世界で6位
域外人民元建て投融资資産保有量	2013年末、域外投資者の人民元建て株券、債券、預貯金は2.88兆元	2022年6月、域外投資者の人民元建て株券、債券、預貯金は10.1兆元
クロスボーダー金融機関設立数	2012年末、人民元建て海外人民元クリアリング銀行は5社	2021年末、人民元建て海外人民元クリアリング銀行は27社

資料) 中国銀行研究院「宏观観察」2022年11月15日(2022年第62期)より加筆・作成。

図表2 主要国際通貨の国際化指数にみる人民元の国際地位の向上



資料) 中国人民銀行(PBOC)公表(2022.9.24)「2022年人民元国際化報告」より加工・引用。注: 主要国際通貨指数はPBOCによる考案で主に4つの一級指標(支払い通貨、投資通貨、融資通貨、準備通貨)と9つの2級指標()からなる。データの基づくのは

界の外貨準備における人民元の割合は 2.88% で、16 年に人民元が特別引出権（SDR）のバスケット構成通貨に採用された当初より 1.8 ポイント上昇し、主要準備通貨の中で 5 位になった。これをはじめとした人民元国際化関連の主要指標のここ約 10 年前後の進展状況（図表 1）を見ても人民元国際化が相当大きな進展を遂げていることが言える。また同報告書で中国人民銀行は図表 2 を掲げて主要国際通貨の国際化指数¹でみる人民元の国際地位の向上を強化している。

以下では、暦年の人民元国際化の報告書を手掛かりに、人民元国際化の発展現状を、貨幣の基本機能の観点から検証し、その現状と今後の行方を明らかにし、新情勢・新段階における人民元ビジネスを展望したい。

2. 人民元国際化促進の多様な方策とその成果の概観

衆知の通り、人民元国際化の推進は中国の金融市場の開放と基本的に同時進行的に行われてきたが、その推進の方法として金融の経常取引と資本取引の両分野において様々な規制緩和措置と奨励支援策が進められてきた（図表 3）。その主な取り組みは、①人民元クロスボーダー貿易決済と利便性の向上、②クロスボーダーの直接投資における人民元の積極的利用、③クロスボーダーのポートフォリオ投資における人民元利用のチャネル拡大、④人民元オフショア市場の発展促進とインフラ整備（中国系銀行の海外現地人民元取引決済銀行の指定と CIPS の構築運営）、⑤自国通貨の利用促進を目指す国際金融協力（主に人民銀と外国の通貨当局と二国間通貨スワップ協定の締結）を挙げることができるが、2 年前から積極的に実証実験が展開されてきたデジタル人民元も今後の海外における人民元利用利便性の向上につながる戦略にもなると見られている²。

図表3 中国政府による人民元国際化の政策展開の流れ

分野区分		実施時間	政策の種子・概要
経常取引分野		2009年7月	クロスボーダー貿易人民元決済試験、上海と広東の4都市（広、深、珠、東）で先行
		2010年6月	2回にわたり試験都市を追加、クロスボーダー貿易人民元決済を全国へ展開拡大
		2011年8月	決済の内容を、貨物・サービス貿易と他の経常取引を包含させ、海外や地域の制限撤廃
		2012年6月	中国内すべての貨物・サービス貿易とその他経常取引を扱う企業が、人民元で価格表示・決済を行うことができるように解禁
		2013年7月	経常取引クロスボーダー決済の業務手続がさらに簡素化される
		2013年12月	人民元の交換業務における限度額管理を撤廃
		2014年3月	輸出貨物貿易重点監督・管理企業リストの審査権を移譲
		2014年6月	全国範囲で個人の貨物・サービス貿易のクロスボーダー人民元決済業務を開始
		2014年11月	企業グループの経常取引におけるクロスボーダー貿易人民元集中決済業務を開始
	2015年10月	人民元建て貿易・投資に関する決済を行うインフラCIPS（第1期）が稼働開始	
資本取引分野	直接投資	2011年1月	中国国内機関による人民元での直接投資が解禁
		2011年10月	適格海外投資家による人民元での対内直接投資も解禁
		2013年9月	適格海外投資家の人民元による中国内金融機関の設立、M&A、株式参加が解禁
		2014年6月	直接投資のクロスボーダー貿易人民元業務手続がさらに簡素化へ
		2014年11月	一定条件を満たす企業グループのクロスボーダー貿易人民元プーリング業務が許可へ
		2015年9月	クロスボーダー双方向人民元プーリングの導入条件緩和
	越境融資	2011年10月	中国国内銀行の国外への人民元貸出業務を開始
		2013年7月	中国国内銀行によるクロスボーダー人民元貿易融資のクロスボーダー資産譲渡業務の実施と非金融機関による人民元海外ローン及び人民元対外保証業務が解禁へ
		2014年9月	海外非金融企業が国内銀行間債券市場で発行した人民元債券融資商品に関する国内銀行間債券市場への投資が解禁に
	証券投資	2010年8月	海外の中央銀行や通貨当局あるいは人民元セグメント銀行など海外機関による国内銀行間債券市場への投資が解禁に
		2011年12月	人民元適格海外機関投資家（RQFII）制度がスタート
		2013年3月	RQFII制度が改定され、試験範囲が拡大され、投資比率の制限も緩和へ
		2014年11月	人民元適格国内機関投資家（RQDII）制度が導入され、“滬港通”が正式に施行
		2015年5月	すでに銀行間債券市場への参加が許可された海外人民元セグメント銀行と海外参加銀行による債券買戻し取引が解へ
		2015年12月	海外の人民元売買業務参加の銀行間外為市場への参加が許可された
		2016年2月	海外の商業銀行、保険会社、証券会社、ファンド管理会社などの金融機関が銀行間債券市場で投資を行うことが認められた
		2017年7月	海外機関投資家が香港経由で中国本土の銀行間債券市場で売買を行うことができるボンドコネク特制度が導入された
		2019年7月	債券、資産運用、保険、マネーフローカー、証券諸業務を網羅した11項目からなる金融業開放策（「金融業対外開放11条」）が断行された

¹ 通貨の国際化総合指数は中国人民大学貨幣研究所によって考案されたもので、一級指標と二級指標に分かれて算出される。一級指標には、支払貨幣、投資貨幣、融資貨幣、貯蔵貨幣があり、二級指標には9つの指標が設けられ、主な国際金融機関（SWIFT、BIS、IMF など）の統計データに基づいて総合的に算出・公表されている。2021年の人民元国際化の指数はこれまで最高の2.80に上がった（前年より17%増）と報告された。同年のドルとユーロ、ポンド、円の国際化総合指数はそれぞれ58.13、21.81、8.77、4.93となっている。

² 関志雄『未完の人民元改革～国際通貨への道』文真堂、2020年、露口洋介「【22-21】人民元国際化報告とCIPS | Science Portal China」。https://spc.jst.go.jp/experiences/economy/economy_2221.htm ほか。

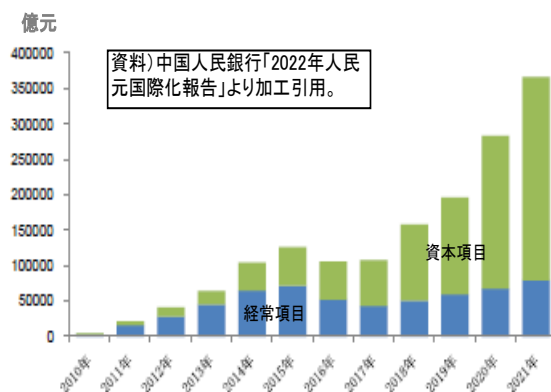
こうした前向きな人民元利活用の取り組みは大きな政策効果として現れたのが 2014～2015 年になった頃であるが、その後 2016～2017 年の低落が見られ、2018 年以降再び大きな拡大期に立ち戻っている。図表 4 の人民元クロスボーダー受払金額の推移がこのことを如実に物語っており、また経常項目のクロスボーダー人民元受払金額よりも資本項目のそれが近年より規模拡大している（前者を大きく上回る）ことが見て取り、資本項目分野の人民元国際化施策がより効果が大きく生じていると認められよう。

図表 5 は、貿易を主とする経常項目のクロスボーダー人民元の受払金額の推移を見たものだが、2014～2015 年に現れた金額ピークと 2019 年以降のピークはほぼ同等水準にあり（むしろ前年比 20% 台の伸び率）、改めて経常項目分野の政策効果が限定的であることを伺わせている。これに対して図表 6 に示す資本項目に属す直接投資（ODI&FDI）における人民元建て決済額が 2020 年以降急拡大している（前年比 30% 台の伸び）ことが確認でき、資本項目分野の人民元国際化がより進んでいることが言える。2014 年から緩和されていた企業グループのクロスボーダー人民元プーリング業務も大きく成果が見られ、2021 年末におけるクロスボーダー人民元資金プールが 3,173 か所（2019 年 2341 か所）に増加し、これによる資金プーリング収支総額が 3.81 兆元に達し、前年比 49.9% の伸びになっている。

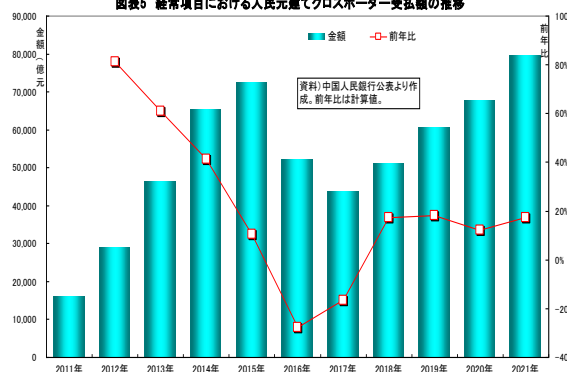
また、同じく資本項目にある最大分野の証券投資の月次ベースの人民元建て投資が 20% 台以上のペースで増加していることが分かる（図表 7）。これは 2019 年以降の証券業および証券市場の対外開放（「金融業対外開放 11 条」）の実施に負うところが大きい。

なお、中国企業によるクロスボーダー人民元建て証券発行（「点心債」）と外国企業による中国内への証券発行（「パンダ債」）もともに増えつつあり、特にパンダ債は 2016 年のピークを経て 2021 年にこれまで 2 番目

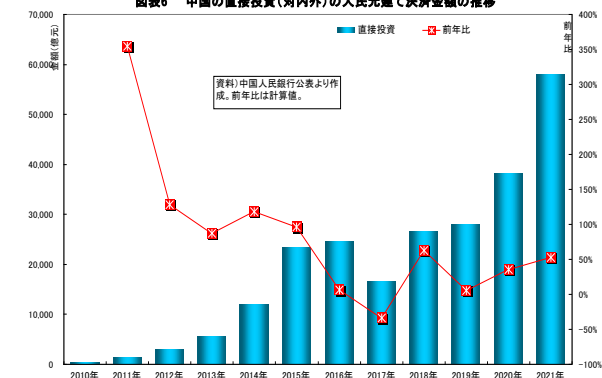
図表 4 人民元クロスボーダー受払金額の推移 (2010～2021)



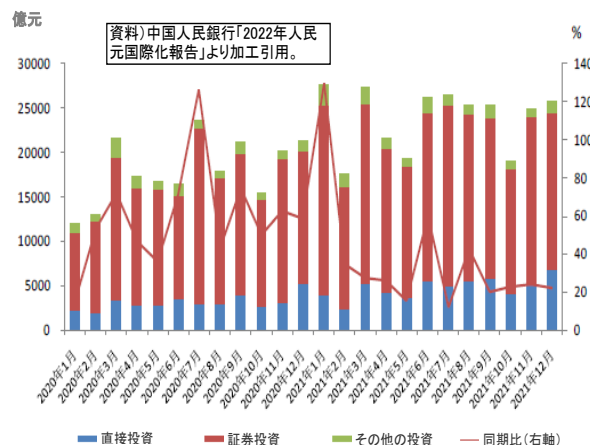
図表 5 経常項目における人民元建てクロスボーダー受払額の推移



図表 6 中国の直接投資(対内外)の人民元建て決済金額の推移



図表 7 最近2年の月次資本項目の人民元クロスボーダーの受払額



の発行実績（発行数 72 件、発行規模 1064.5 億元。発行残高 5401.7 億元）を示している（図表 8）。

一方、証券投資における人民元クロスボーダー受払額は 2017 年から純流入に変わり（図表 9）、一定水準でオフショア人民元資金を減らす効果になっている³。

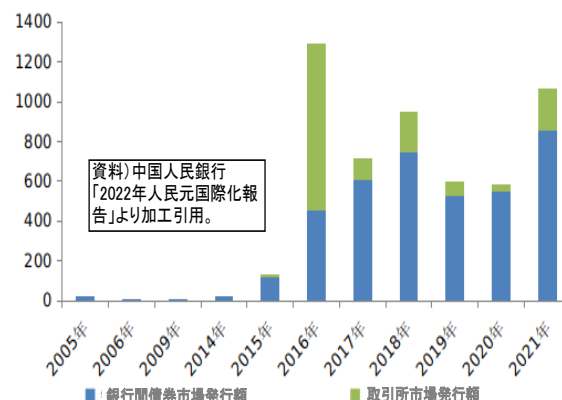
以上は、主に貨幣の持つ商品交換と支払い手段という基本的な機能から人民元国際化のいくつかの側面を見てきたが、貨幣の価値保有・貯蔵という重要機能からみても人民元の国際化がかなり進展してきたとも言える。

図表 10 は中国本土以外の経済主体による人民元資産の残高推移（近年四半期）を示しているが、不安定な世界政治・経済情勢の下でも人民元建て資産の保有が大きく増加している。また、資産項目別にみると、株券と債券および預金の増加が明確なトレンドを呈し、貸付はピークを経て 2021 年第 4 四半期に減少に転じたことが読み取れる（図表 11）。

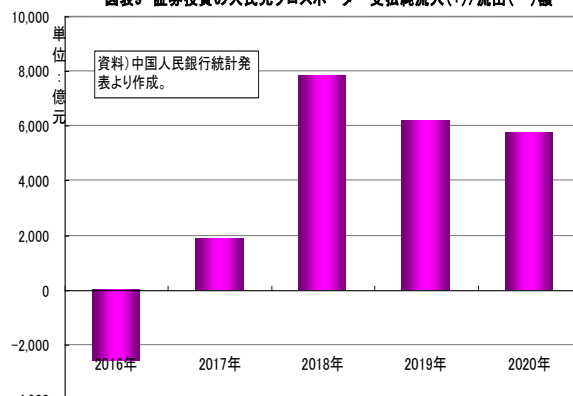
このことは一定数の海外投資家や経済主体による人民元に対する信認を示しているということもでき、今後の中国経済及び人民元市場に対する期待を伺わせていると言えよう。

人民元の信頼性や信認性と大きく関連を持つ世界為替市場における取引高に占めるシェアも重要な指標になるが、図表 12 に見るように、人民元の世界外為取引高に占める割合は徐々に高まっており、直近の 2021 年には 7% に拡大している。

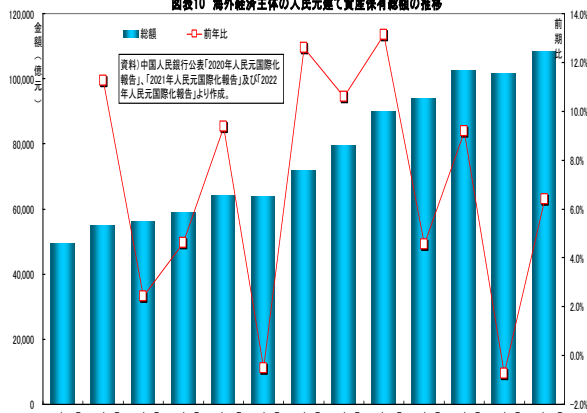
図表 8 人民元パンダ債発行額の推移（億元）



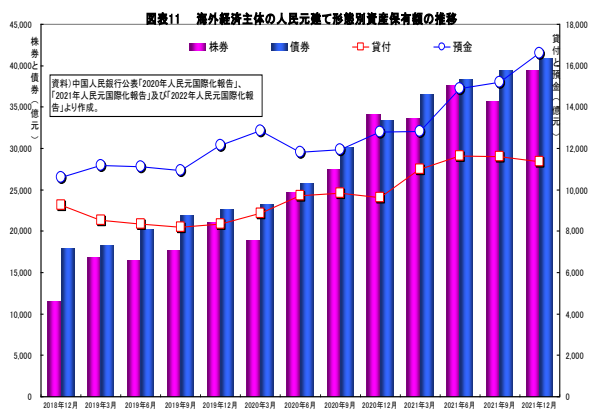
図表 9 証券投資の人民元クロスボーダー受払純流入(+)/流出(-)額



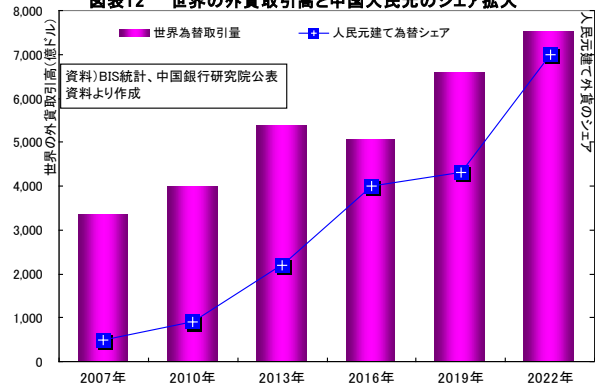
図表 10 海外経済主体の人民元建て資産保有総額の推移



図表 11 海外経済主体の人民元建て資産別保有額の推移



図表 12 世界の外貨取引高と中国人民元のシェア拡大



³ その背景に中国内の金利が国際市場より顕著に高いことが挙げられると指摘されている（「中銀研究・人民元国際化観察」2022 年第 3 期）。

3. 主要通貨との比較にみる人民元国際化の水準と課題

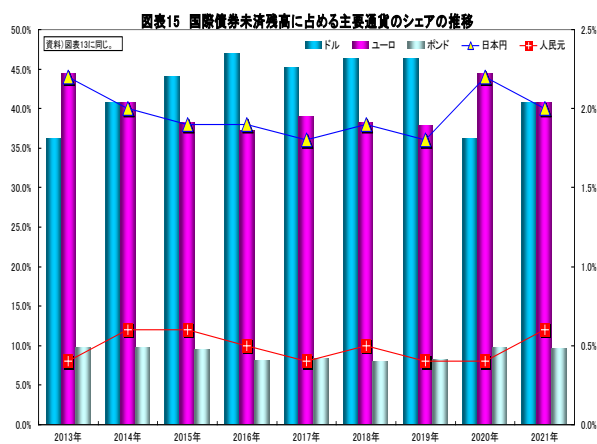
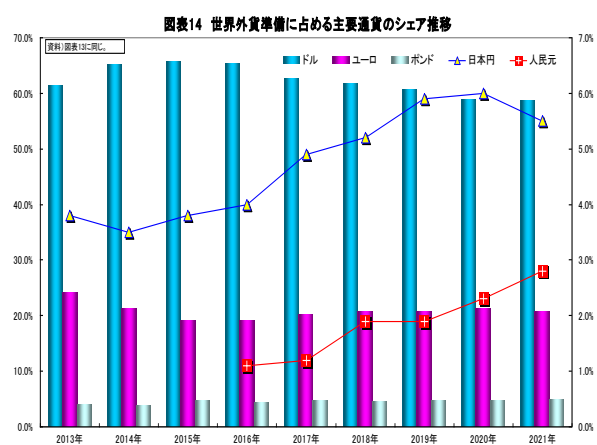
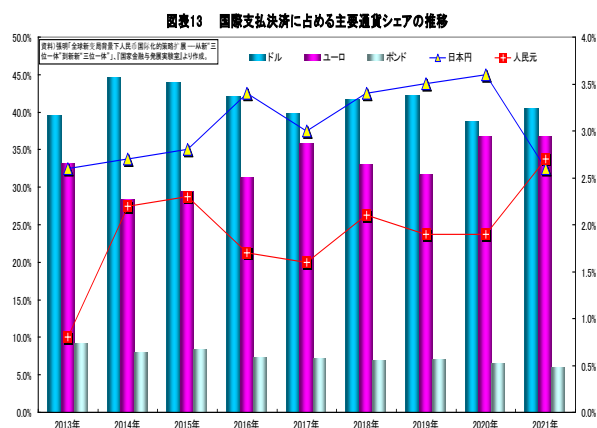
上記のように、人民元の国際化事業は中国の金融市場の開放推進や政府の様々な取り組みによって大きく進展しており、足元の不安定な国際情勢や地政学リスクの中でも中国市場に対する投資家の期待値は高く、今後の人民元の国際通貨化に向けて、基盤ができつつあると言える。

ただ、以上は主に人民元自身の関連指標の動向を見たもので、世界主要通貨と国際化水準の比較を見る必要がありここでは時系列の構成比で人民元の国際化水準を見てみよう。

図表 13 は国際決済に占める主要通貨の割合を示しているが、日本円に最も近い水準にある人民元の推移をみると、2014～2015 年時点に最も日本円に近づく割合

になっていったが、その後シェア縮小に転じて起伏を繰り返し、2021 年について日本円の 2.6%をわずかながらも (2.7%) 上回ったことになっている。人民元が初めて日本円を抜いてドル、ユーロ、ポンドに次ぐ世界第 4 位の決済通貨になったことはマスコミでも大きく報道されたが、このシェアをさらに高め、ドル決済を脅かすまでになることは、これまでの発展状況からみれば必ずしも簡単ではない。

次に図表 14 に示す世界外貨準備における人民元のシェアは近年に上昇しているが、日本円との差が最も縮まったのが 2021 年でそれでもまだ 2.8%で日本円の 5.6%とは大きな差がある状況は変わっていない。つまり世界の外貨準備通貨として人民元は近年大きくシェアを伸ばしたものの (2016 年の 1.1%から 2021 年の 2.8%=2.5 倍増)、世界 5 番目に留まっている状況である。また図表 15 の国際債券未済残高に占める人民元のシェアを見ると、上下起伏を繰り返しているが、0.6%に高まった 2021 年はかつて 2014 年と同水準であることからすれば基本的にあまり変わっていない状況である。他の主要 3 通貨 (ドル、ユーロ、ポンド) はもとより 2.0%台を保ち続けている日本円と比較しても 3 倍以上の差がある。以上を踏まえると人民元の国際通貨としての地位向上は限定的であり、米ドル覇権への挑戦といった議論には現時点では及ばないと思われる。これは人民元の国際展開がまだ本当の意味でグローバル化しておらず、自国の特別行政地域や周辺国や「一帯一路」沿線国などに限定されていることと無関



係ではない。

具体的に見ると、例えば、最高記録を更新した 2021 年の人民元クロスボーダーの受払金額の地域分布（図表 16）を見ると、香港が相変わらず約半分のシェアを占めており、その次はシンガポール（11%）、イギリス（5%）、マカオ（4%）などが続くが、隣国の日本と韓国や最大金融市場国のアメリカはわずか 2～3%に過ぎない状況である。

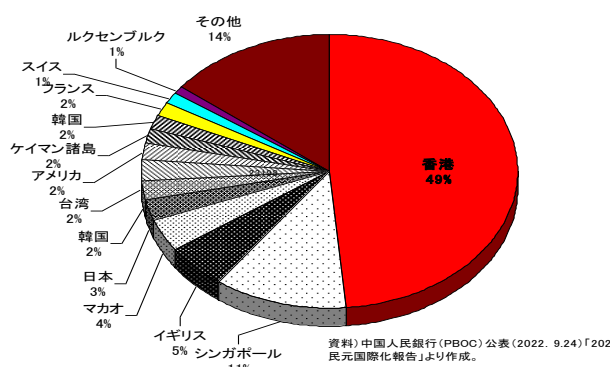
また中国内における人民元クロスボーダー受払地域の分布も大きく偏っていることも図表 17 から見て取れる。最大の金融市場である上海がほぼ全体の半分以上を占めており、その次に北京（21%）、深圳（8%）、広東（6%）が続くが、経済先進地域の江蘇、浙江、山東、天津などは 3%以下の水準にとどまっている。

2022 年の人民元為替取引高の市場分布（図表 18）を見ると、かなりの地域分散が見られるが、世界主要の金融市場に比重が置かれていることは基本でそれでも相変わらず香港が最大の 4 分の 1 以上を占めており、中国内もイギリスに次ぐ 3 番目になっている。

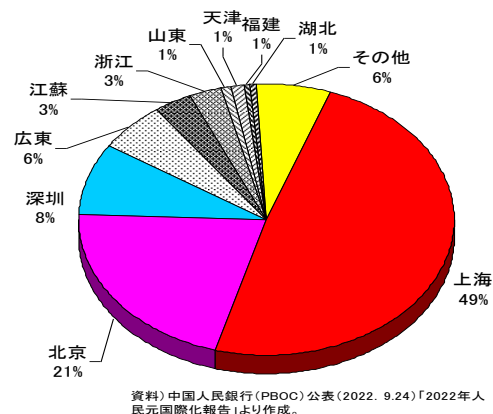
なお、図表 19 のオフショア人民元市場の預金残高の推移を見ても、香港が全体の半分以上を占めつづけており、その次に台湾が大きな規模を持ち、マカオが第 3 位の規模になっているのが特徴的である。

中国銀行の直近レポートでも図表 20 のように人民元国際化水準を評価しているが、クロスボーダー取引にお

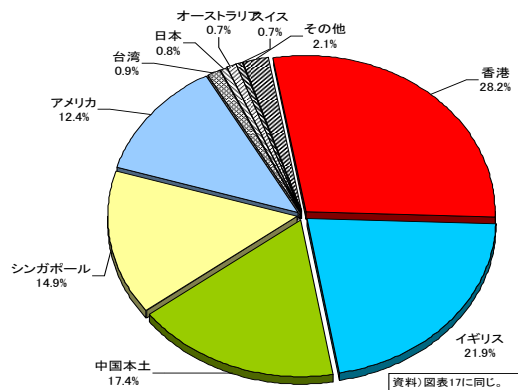
図表 16 2021年の人民元クロスボーダー受払金額の地域分布



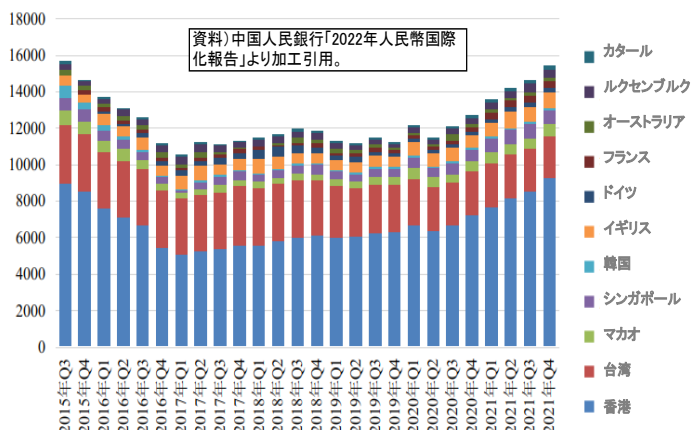
図表 17 2021年中国人民元クロスボーダー受払金額の地域



図表 18 2022年世界の人民元為替取引市場の地域分布



図表 19 オフショア人民元市場の預金残高の推移（億元）



図表 20 各種市場における人民元国際化の発展水準

区分	貿易決済	直接投資	金融投資
クロスボーダー取引	2020年人民元建て経常項目クロスボーダー受払金額は6.77兆元に達し、経常項目の人民元・外貨受払総額の17.8%を占めており、うち貨物貿易、サービス貿易および第三者支払における人民元建て決済額は人民元・外貨決済額のそれぞれの14.8%、25.5%、54.8%を占める。	2020年の直接投資における人民元建てクロスボーダー受払額は3.81兆円で、うち対外直接投資(OFDI)は1.05兆円で、対内直接投資=外商直接投資(FDI)は2.76兆元となっている。	2020年の証券投資とクロスボーダー人民元融資受払額は17.78兆円で、うち証券投資は16.5兆円で、クロスボーダー融資および海外プロジェクトの人民元融資額は1.3兆元になる。
オフショア取引	-	-	2020年末、オフショア人民元建て預金残高は1.27兆元を超えて、貸し付け残高は5,285億元。2020年、人民元クリアリング手配のある地域で人民元債権の発行高は3320億元に達し、年末の未返済債権の残高は2649億元になっている。

資料) 中国銀行「中銀研究 人民元国際化観察」2022年1月30日より加筆引用。注) オフショア人民元市場では一部の預金者または借款者は中国本土の住民で、オフショア人民元債券の一部の発行者は中国本土の機関または企業である。

いてそれぞれの分野（貿易決済、直接投資、金融投資）において相応の進展があるとされ、オフショア取引では金融投資のみが一定の発展があるものの、貿易決済と直接投資両分野はほぼ空白の状態で見られていると指摘されている。中国にとって人民元国際化の最大のメリットは中国企業が直面する為替リスクが軽減されること、また中国金融機関の国際競争力の向上を促進することなどである⁴としているが、客観的に見てまだ大きな隔たりがあるように思われる。

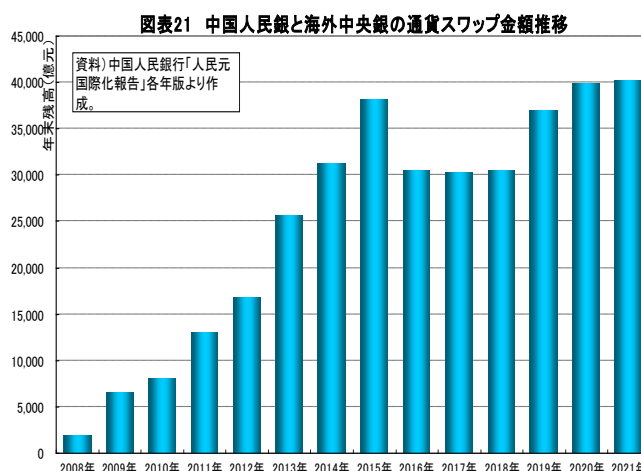
その意味で人民元の国際化はまだ発展途中であり、地域通貨としての地位向上が国際基軸通貨（ハードカレンシー）に成長するまでにはまだ長い道のりが残されているであろう。人民元の国際化は中国の為替管理制度にも左右されることも衆知の通りである。

4. 新情勢下における人民元国際化の戦略と展望（結びに代えて）

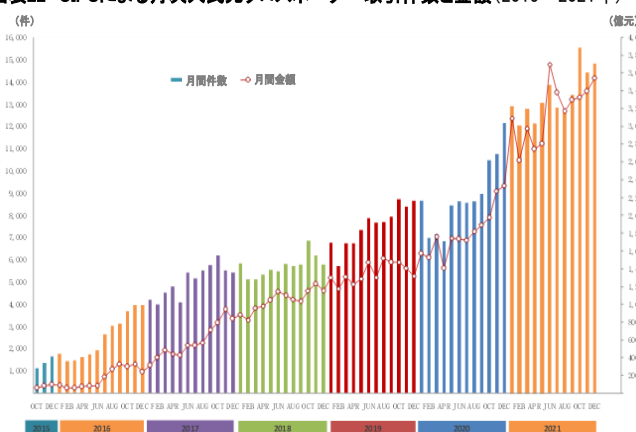
冒頭の中国政府による人民元国際化事業の推進策でも触れたように、中国政府による促進や支援策は一定の効果があり、こういった取り組みは今後も継続されていくものと考えられる。一方、図表 21 にみる国際金融協力にちなむ通貨スワップ協議残高はこれまで相当大的な規模で積み上がってきていたが、近年その増加が目立たず、こうした政府レベルの金融協力については限界もあることが分かる。中国政府は今後もこの方面への注力が考えられるが、人民元国際化水準の向上には直接つながらないのが実態であり、オフショア市場における人民元国際化の促進にはもっと企業や市場の力を発揮させる必要があるかもしれない。

また、2015 年から稼働した CIPS というシステムは人民元元クロスボーダー決済業務の遂行に大きな力を発揮し（近年の月次業務処理量も大きくアップ＝図表 22）、人民元国際化の極めて重要なインフラになっており、今後想定されるデジタル人民元の国際利用においても重要なシステムとしての基盤を備えている。

新 5 か年計画期に入って人民元国際化をめぐる情勢が大きく変化し、人民元国際化推進の政策スタンスに若干の変化も見られ、昨年 10 月の中国共産党第 20 回全国代表大会の報告においても人民元の国際化を秩序正しく推進することが提言された。中国は国内外の情勢変化を見つめ、穏健に人民元の国際化を進めていく構えであるが、人民元の国際化は国



図表 22 CIPSによる月次人民元クロスボーダー取引件数と金額 (2015～2021年)



⁴ 関志雄『未完の人民元改革～国際通貨への道』文真堂、2020 年。

内外の市場を効率的に利用することで、マクロ政策の影響力と制御力を高めることに有利に働く点からも国際化推進の基本方針に変化はないと思われる。

中国国際金融の専門家である国家金融与発展実験室副主任を兼任する張明氏は公式発表の論文で2022年から現時点を、人民元国際化発展の新たな段階（第3段階）にとらえて、実施すべき戦略を、第2段階（2018～2022年）の「新三位一体戦略」から「新々三位一体戦略」に転換すべきと主張している。つまり、①➤クロスボーダーの大口商品取引における人民元建て価格付及び人民元決済の推進。②➤国内市場とオフショア市場で外国機関投資家に高品質の人民元建て金融資産提供に注力、③➤クロスボーダー人民元支払い清算システムの構築加速である（図表23）。

これに関して中国の有力リサーチ会社艾瑞諮詢が直近に公表した人民元国際化の専門レポート⁵においても、昨年初に発効されたRCEPと中国の双循環戦略およびデジタル化の推進が主な政策展開の道筋としたうえで、グローバルサプライチェーンの安定と企業の国際展開によって人民元の国際化が進

展し、それによる様々なビジネスチャンスが生まれると前向きに市場展望をしている。（図表24）

これらの提言や展望が基づく背景や根拠は言うまでもなく、これまでの人民元国際化の進展と課題および現在の国内外の経済・政治情勢の変化にあるが、新段階における人民元の国際化には同提言に見られるように、中国にとっての新たな挑戦であると同時に、世界にとって新たな市場とビジネスチャンスも産み出すものである。もとより人民元の国際化はその前提として中国の規制緩和と対外開放と表裏一体をなすものであることから明らかなように、人民元国際化のさらなる進展は中国内外の企業や投資家にとって中国金融市場だけでなく中国市場そのものに対するビジネスチャンスを与えるものと期待される。

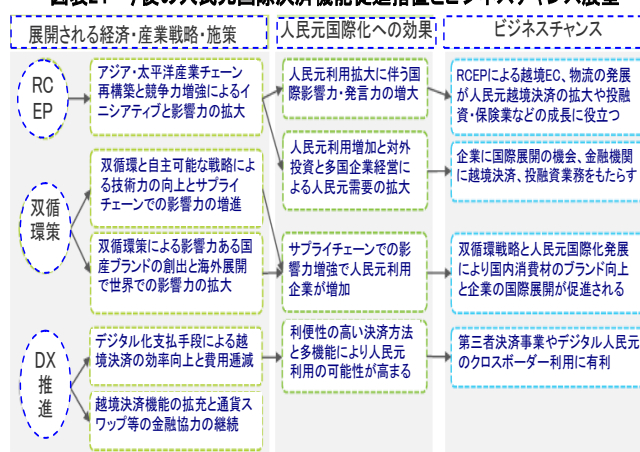
以上

図表23 人民元国際化戦略の段階的転換の推移

第1段階 (2009～2017年)	第2段階 (2018～2022年)	第3段階 (2022～現在)
「旧三位一体戦略」	「新三位一体戦略」	「新々三位一体戦略」
➤ 越境貿易と国際直接投資における人民元決済の推進	➤ 原油先物取引の人民元建て価格付けの推進	➤ クロスボーダーの大口商品取引における人民元建て価格付及び人民元決済の推進
➤ オフショア人民元金融市場の発展推進	➤ 海外機関投資家への国内金融市場の積極開放の推進	➤ 国内市場とオフショア市場で外国機関投資家に高品質の人民元建て金融資産提供に注力
➤ 二国間自国通貨スワップ協定の推進	➤ 周辺国及び「一帯一路」沿線国における人民元建て価格付及び人民元決済の推進	➤ クロスボーダー人民元支払い清算システムの構築加速

資料) 張明「全球新変局背景下人民币国际化的策略扩展——从新“三位一体”到新新“三位一体”」、『国家金融与発展実験室』より加工・引用。

図表24 今後の人民元国際決済機能促進措置とビジネスチャンス展望



資料) 艾瑞諮詢「2021年人民幣国際化報告」(理解人民幣国際化与其中的商業機會)より修正・引用。

⁵ 艾瑞諮詢「2021年人民幣国際化報告」(理解人民幣国際化与其中的商業機會)
<https://report.iresearch.cn/report/202111/3878.shtml>。

中国における環境コンプライアンス対応での要点

MIZUHO

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所
中国弁護士 陳天華 牛唯倩 苗静茹
Email: chentianhua@jp.kwm.com
niuweiqian@jp.kwm.com; miaojingru@jp.kwm.com
TEL: 03-5218-6711

<要約>

- ・ 環境問題に直面している中国は、環境保護を基本的国策として掲げており、環境汚染・破壊に対する取り締まりは年々強くなっている。
- ・ 環境コンプライアンスは、企業の持続的な発展の可能性を決める肝心なこととなりつつある。
- ・ 環境分野の処罰では「両罰制」（汚染物質を排出した企業だけでなく、その法定代表者、直接責任を負う主管者その他直接責任者も処罰）が採用されることが多い。
- ・ 違反した場合、行政罰だけでなく企業の信用評価、政府補助金、税優遇、及び銀行融資等の様々な面で悪影響が生じる可能性がある。
- ・ 実際の環境保護規定違反事例を紹介するとともに、企業がどのように環境コンプライアンスを実現するか、プロジェクトの段階ごとに遵守すべき義務や留意点などを説明。

一、 はじめに

水質汚濁や大気汚染、廃棄物問題などの環境問題に直面している中国は、環境保護を基本的国策として掲げている。また、昨年 10 月に開催された中国共産党第 20 回大会の報告書には、人と自然の融合は中国式現代化の特徴である明言しており、環境汚染・破壊に対する取り締まりは一層強くなると予想される。こうした情勢下、環境コンプライアンスは、企業の「生死」や持続的な発展の可能性を決める肝心なこととなりつつある。企業において、環境保護に関する一連の法規制や当局の取締りを重視し、それに対応すべきかについて、本稿では説明を行うものとした。

二、 環境コンプライアンス違反により生じる影響

（一）法的リスク

1. 行政責任

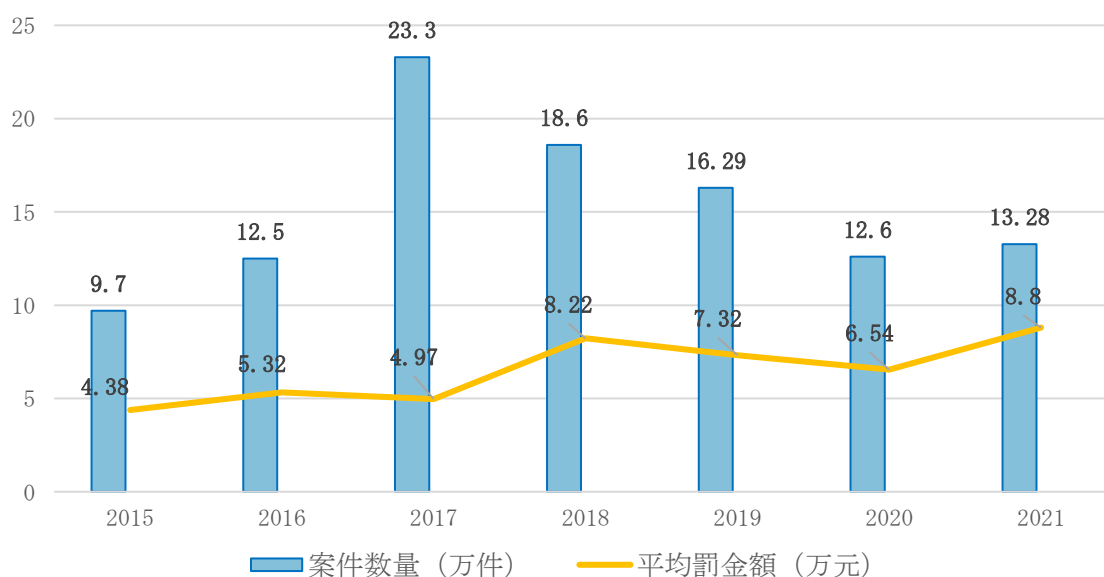
（1）「環境保護法」によると、事業者がコンプライアンス違反を起こしてしまった場合の行政罰は下表の通りである。

設備差押え	企業事業単位又はその他の生産事業者が法令に違反して汚染物質を排出して重大な汚染を生じさせ、又はそのおそれがあるとき、 <u>県級以上の人民政府環境保護主管部門その他環境保護監督管理の職責を負う部門は、汚染物質の排出を生じさせる施設又は設備の封印又は差押えをすることができる。</u> （法 25 条）
日割連続処罰	企業事業単位又はその他の生産事業者が汚染物質を違法に排出して罰金による処罰を受けるとともに、 <u>是正を命じられたにもかかわらず、是正に応じなかったときは、法に基づいて処罰の決定を行った行政機関は、その是正を命じた日の翌日から、その罰金額に基づいて日割で連続して処罰することができる。</u> （法 59 条 1 項）

営業停止・閉鎖	企業事業単位又はその他の生産事業者が汚染物質排出基準又は重点汚染物質排出総量規制指標を超えて汚染物質を排出したときは、県級以上の人民政府環境保護主管部門は、<u>生産の制限、生産の停止整理等の措置を命ずることができ、その情状が重大なときは、承認権のある人民政府に報告しその承認を得て、営業停止又は閉鎖を命ずることができる。</u>（法 60 条）
行政拘留	企業事業単位又はその他の生産事業者に次に定める行為のいずれかがあり、犯罪が成立しない場合には、関連法令の規定に基づいて処罰するほか、県級以上の人民政府環境保護主管部門又はその他の関連部門において事件を公安機関に移送し、<u>その直接責任を負う主管者その他直接責任者を 10 日以上 15 日以下の拘留に処し、その情状が軽いときは、5 日以上 10 日以下の拘留に処する。</u> 1. 建設事業について法に基づく環境影響評価を行っていないため建設の停止を命じられたにもかかわらず、その執行を拒否したこと。 2. 法律の規定に違反して、汚染物質排出許可証を取得せずに汚染物質を排出したため汚染物質排出の停止を命じられたにもかかわらず、その執行を拒否したこと。 3. 地下パイプライン、浸透井、吸水坑、灌流、又は監視データの改竄・偽造、污染防治施設の正常でない運用等の監督管理を免れる方法により汚染物質を違法に排出したこと。 4. 国が生産又は使用を明確に禁止した農薬を生産し、又は使用したため是正を命じられたにもかかわらず、その是正を拒否したこと。 （法 63 条）

(2) 中国生態環境部より公表された統計データによると、2015 年～2021 年の環境行政処罰案件の平均罰金額は 4.38 万元から 8.8 万元に増加している。

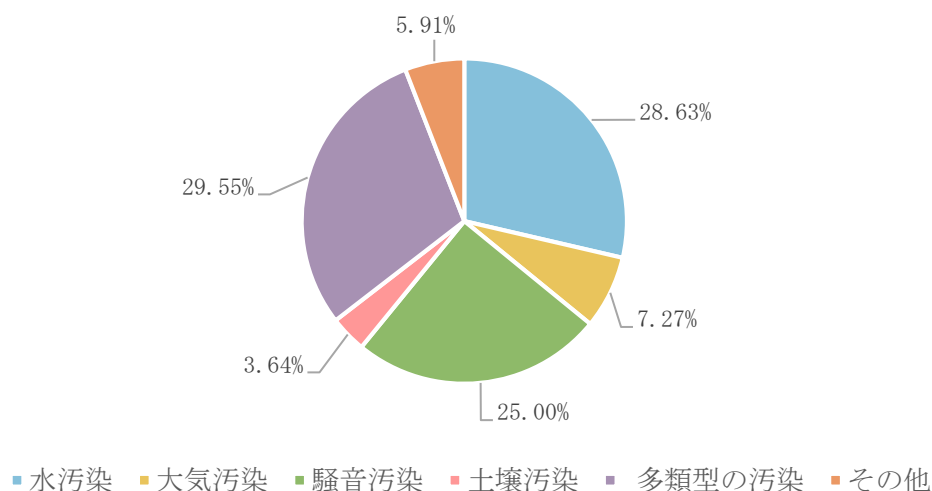
2015年～2021年環境行政処罰案件数及び平均罰金額



データ出典：2015 年～2021 年中国生態環境部環境公報及び公開情報

また、ご留意いただきたいのは、生態環境分野の行政処罰では「両罰制」が採用されることが多く、すなわち、汚染物質を排出した事業者だけでなく、その法定代表者、直接責任を負う主管者その他直接責任者も処罰されることになる。生態環境分野で適用されることの多い「大気汚染防止法」、「水質汚染防止法」、「土壤汚染防止法」及び「固体廃棄物環境汚染防止法」等のいずれの法令にも「両罰制」の処罰規定が定められている。

2021年環境侵害案件の汚染類型



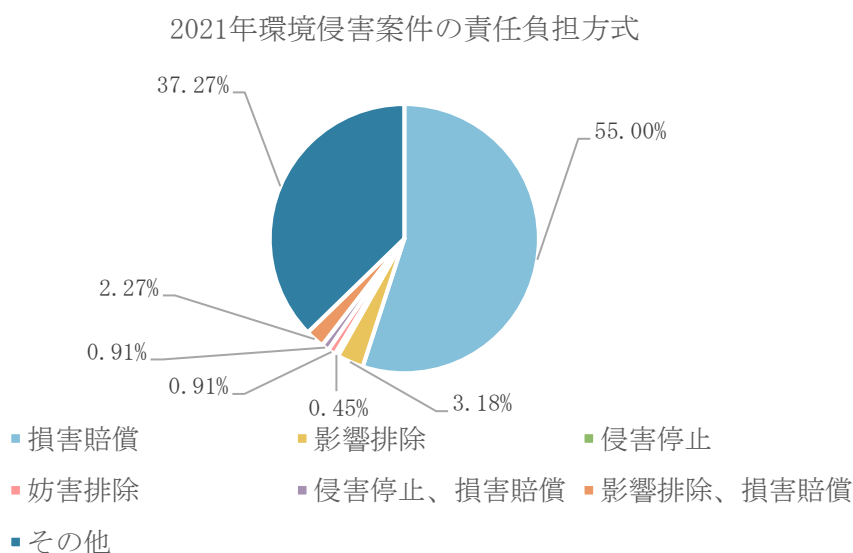
データ出典：中国環境司法発展報告書（2021）

2. 刑事責任

- (1) 「環境保護法」69条は、同法に違反して犯罪が成立するときは、法に基づいてその刑事責任を追及するものと定めている。
- (2) 「刑法」338条は、環境汚染罪として、国の規定に違反し、放射性を有する廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物、有毒な物質又はその他の有害物質を排出し、投棄し、又は処分して重大な環境汚染をもたらした者は、3年以下の有期徒刑若しくは拘役に処するとともに罰金を併科し、又は罰金を単科し、その情状が特に重大なときは、3年以上7年以下の有期徒刑と罰金を併科し、次の事情のいずれかがあるときは、7年以上の有期徒刑と罰金を併科するものと定めている。
 - ① 飲料水の水源保護区、自然保護地域の中心保護区等法により確定された重点保護地域において放射性を有する廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物又は有毒な物質を排出し、投棄し、又は処分し、その情状が特に重大なこと。
 - ② 国が確定した重要な河川又は湖沼水域において放射性を有する廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物又は有毒な物質を排出し、投棄し、又は処分し、その情状が特に重大なこと。
 - ③ 広大な永久基本農地の基本的な機能の喪失又は永久的な破壊を生じさせたこと。
 - ④ 多数人の重傷若しくは重大な疾病又は重大な身体障害又は死亡を生じさせたこと。
- (3) 「環境汚染刑事事件の処理における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈（2016）」は、さらに「重大な環境汚染」の事情の範囲を拡張している。

3. 民事責任

- (1) 2021 年 1 月 1 日施行の「民法典」は、その 9 条において、民事主体が行う民事活動は資源の節約及び生態環境の保護に有益でなければならないと明確に定めている。また、「民法典」及び「環境権利侵害責任紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」の関連規定によると、環境民事権利侵害事件には無過失責任の原則及び挙証責任の転換規則が適用されている。すなわち、加害者は故意・過失がなくとも発生した損害について責任を負わなければならない、また、侵害行為と損害との因果関係がないことについて立証責任を負う必要がある。



データ出典：中国環境司法発展報告書（2021）

- (2) 次に、中国の環境公益訴訟制度について簡単に紹介する。
- 2012 年改正の「民事訴訟法」は、環境の汚染、極めて多数の消費者の適法な権利・利益の侵害等社会の公共利益を害する行為については、法律が定める機関又は関連する組織において人民法院に訴訟を提起することができるものと初めて規定した。
 - 2014 年改正の「環境保護法」は、社会的組織による環境公益訴訟の制度をさらに整備し、環境民事公益訴訟を提起しうる社会的組織の要件を明確化した。
 - 2015 年 1 月には「環境民事公益訴訟事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」が公布され、環境民事公益訴訟を提起する社会的組織の主体適格性、環境公益訴訟の適用範囲及び人民法院による環境民事公益訴訟案件の審理に関する手続等がさらに明らかとなり、また、13 の省（区市）の検察機関において公益訴訟を試験的に行うことに関する全国人民代表大会常務委員会から最高人民検察院への授権も、同年中に行われた。
 - 2017 年 6 月には、全国人民代表大会常務委員会において「民事訴訟法」及び「行政訴訟法」の改正に関する決定が可決され、検察機関による民事公益訴訟及び行政公益訴訟の提起に関する規定がそれぞれ追加された。

現在、中国における環境公益訴訟事件の件数は年ごとに増加しつつあり、特に検察機関により提起された環境民事公益訴訟及び行政公益訴訟は、いずれも大幅増となっている。

(二) 環境保護規定違反事例

1. 廃水の不法排出により事業者が過料に加え 4.7 億人民元の環境修復費用を賠償

2014 年から 2017 年にかけて、江蘇省のある污水处理企業は地下排水路を利用し監督管理を逃れるという方法により、廃水や危険廃棄物の不法排出を行っていた。検査によって発覚した後、当該污水处理企業は行政処罰を科されたほか、南京檢察機關より刑事附帯民事公益訴訟を提起され、4.7 億人民元の環境修復費用の賠償を求められた。最終的に、同社が科された過料及び環境修復費用としての賠償金は 5.2 億人民元に達した。12 名の直接責任者は環境汚染罪を犯したとして、1 年～6 年の有期懲役に処するとともに 5 万元～200 万元の罰金を併科された。

2. 廃酸の不法排出により 6 社の化学工業企業が 1.6 億人民元余りの汚染修復費を賠償

2012 年 1 月から 2013 年 2 月にかけて、江蘇省の企業 6 社が生産過程で発生した総量 2 万 5 千トン余りの危険な廃酸を危険廃棄物処理資質のない会社に引き渡し、泰興市如泰運河、泰州市高港区古馬干河に不法排出し、重大な水質汚染を引き起こした。泰州市環境保護連合会は、環境汚染を理由に人民法院に公益訴訟を提起し、当該 6 社が廃棄物の違法な処分により重大な環境被害をもたらしたため、汚染被害を修復する必要があるとして、汚染修復費 1.6 億人民元を上回る賠償を要求した。

3. 汚染廃液の投棄により企業 2 社が 2.3 億人民元の生態損害賠償を命じられた

2015 年、山東省のある新エネルギー企業は危険廃棄物処理資質を有さない人物に委託して、自社が生産した 640 トンの酸性廃液を済南市章丘区の廃棄炭坑内に投棄した。また、山東省のある重油化学工業企業も同様の手段により自社が生産した 23.7 トンの苛性ソーダ廃液を同じ炭坑内に投棄し、危険廃棄物の不法投棄に関与した 4 名の人員が現地で中毒死した。山東省生態環境庁は、これら 2 社と協議したものの合意に至らず、済南市中級人民法院に訴訟を提起した。審理を経て、人民法院は 2 社に対し応急処置費用、サービス機能損失費用、生態損害賠償費用等の各種費用計 2.3 億人民元余りの賠償を命じた。

4. 24.8 万トン近い固体廃棄物の不法投棄により広州の総合廃棄物処理場が 1.1 億人民元余りの生態環境修復費を賠償

2016 年 3 月 22 日付の行政処罰決定書によると、広州市のある総合廃棄物処理場は生産過程において大気汚染物質の処理施設を正常でない状態のまま使用し、また、固体廃棄物処理施設の正常運行を保持しないまま、裏山に廃棄物を集積していた。2020 年 9 月、人民法院は審理の結果、廃棄物処理場は利益を重んじ、社会の公共利益を無視し、身勝手に未処理の廃棄物や落じん灰を投棄し、生態環境に損害をもたらしたと認定した。廃棄物処理場は事件発覚後に一定の管理措置を講じたものの、現地の生態環境は既に 10 年近く損害を受け続けており、損害を受けた生態環境を短期間で回復させるのは既に不可能となっていた。これにより同処理場は生態環境修復費 1.1 億人民元余りの支払を命じられた。なお、関連する責任者は環境汚染の罪を犯したとして、6 年の有期懲役に処するとともに 20 万元の罰金を併科された。

(三) 小括

上述したように、企業が環境コンプライアンスに違反し、環境汚染を引き起こした場合には、企業自身が日割連続処罰や設備差押え、営業停止・閉鎖、生態環境修復費用等の賠償等大きなダメージを被るだけでなく、直接的な主管人員及び関連責任者も処罰されることとなる。また、環境信用評価及び環境違法聯

合懲戒等の関連制度の実施に伴い、企業のブランド・レピュテーション、信用評価、サプライヤー調達、政府補助金及び税優遇の享受、並びに銀行融資等の様々な面で悪影響が生じる可能性がある。

こうした厳しい環境規制によって中国に進出している日系企業への影響が予想されることから、日系企業においては、中国で事業活動を展開する際に必要となる主な環境対策を把握したうえで、環境コンプライアンスや環境関連リスク管理体制などを重点的に強化し、防止に向けた措置を講じていくことが必要となる。

三、 企業においてどのように環境コンプライアンスを実現するか

本節においては、中国における主要な環境法令である「環境影響評価法」、「大気汚染防止法」、「水汚染防止法」、「騒音汚染防止法」及び「固体廃棄物環境汚染防止法」、並びに「汚染物質排出許可管理条例」、「建設プロジェクト竣工環境保護検収暫定弁法」、「突発環境事件応急管理弁法」などの条例や規則を踏まえ、プロジェクトライフサイクルの段階ごとに遵守すべき義務や留意点などに関して説明するものとする。

(一) プロジェクトの前段階

- プロジェクトの届出後、「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」の規定に基づき、建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告表を作成するか又は環境影響登記表を記入し、プロジェクトの環境影響評価に対する審査認可を取得しなければならない。
- 厳格に「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」に従い建設プロジェクトの環境影響評価類別を決定しなければならず、無断で環境影響評価類別を変更してはならない。

(二) プロジェクトの建設段階

- 厳格に環境影響評価文書における汚染防止措置を遵守し、建設プロジェクトにおける環境保護「三同時」（いわゆる汚染を防止するための環境保護施設は、主体工事と同時に設計、施工、操業開始・使用しなければならない）管理制度¹を遂行する。
- 建設プロジェクトにおいて実際に汚染物質の排出行為が発生する前に、国の環境保護関連法令及び汚染物質排出許可証の申請・発行技術規範等に従い、自社の生産経営場所の所在地の市轄区を設置している市レベル以上の地方人民政府生態環境主管部門に対し、汚染物質排出許可証の取得を申請する。
- 正式な生産への投入前に、建設プロジェクトの竣工に関する環境保護検収関連規定に従い、附帯して建設する環境保護施設の検収を実施し、検収報告書を作成したうえ、関連情報を公開して、社会の監督を受ける。
- 突発的な環境事件が発生する可能性のある工業系企業は、突発的な環境事件に対する緊急対応管理体制を構築し、次のステップに従って環境緊急対応計画（「突発環境事件応急预案」）を制定する。
(1) 環境緊急対応計画の作成チームを編成する、(2) 環境リスク評価及び緊急対応のためのリソースの調査を実施する、(3) 環境緊急対応計画を作成する、(4) 環境緊急対応計画の評価・審査及び演

¹ 建設プロジェクトの「三同時」制度とは、全ての新規建設、改築及び拡張工事などの基本的な建設プロジェクト、技術改造プロジェクト、自然開発プロジェクト、並びに環境に被害をもたらす可能性のある工事・建設について、それに附帯して建設する必要のある汚染及びその他公害を防止するための環境保護施設は、主体工事と同時に設計、施工、操業開始・使用しなければならない、という制度をいう。

習を実施する、(5) 環境緊急対応計画に署名したうえこれを公表し、その日から 20 営業日以内に、企業所在地の県レベルの環境保護主管部門に届け出る。

(三) プロジェクトの運営段階

- 汚染物質排出許可証の副本の規定が効果的に実行されるよう確保すること

具体的には、汚染物質排出許可証の要求に従い、汚染物質の排出をコントロールすること、関連基準に従い自主的なモニタリング、台帳記録を規範的に実施すること、期限内に実施報告書を提出し、遅滞なく関連情報を公開することなどを含むが、これらに限定されるものではない。また、汚染物質排出許可証の有効期間内に関連する事項に変更が生じた場合には、規定の期限までに元の発行機関に汚染物質排出許可証の再申請、変更、延長等を申し込む必要がある。

- 廃水による汚染を防止すること

企業においては、廃水防止管理体制を構築し、防止管理を行う部門及び責任者を明確にしなければならない。廃水の排出指標を明確にし、廃水の収集・処理施設の管理台帳を作成するとともに、廃水処理施設の現場管理を強化する。認められた場合を除き、産業排水・生活排水・汚染されていない排水の「三水」分離を実現し、収集・運営・排出を規範化する。また、定期的に廃水の排出状況をモニタリングし、関連する排出基準と照らし合わせてコンプライアンス面の評価を行い、廃水の基準どおりの安定的な排出を確保しなければならない。

- 大気汚染を防止すること

企業は、廃気（大気汚染）防止管理体制を構築し、廃気の防止管理を行う部門及び責任者を明確にしなければならない。また、廃気の排出指標を明確にし、廃気の収集・輸送・処理施設の管理台帳を作成するとともに、様々な廃気の排出源についてそれぞれ措置を講じて管理する。定期的に排気ガスの排出状況をモニタリングし、関連する排出基準と照らし合わせてコンプライアンス面の評価を行い、廃気の基準どおりの安定的な排出を確保しなければならない。

- 騒音を防止すること

工業騒音を発生させる生産事業者は、効果的な措置を講じて、振動、騒音を低減させ、法により汚染物質排出許可証を取得し、又は汚染物質排出登記表に記入しなければならない。汚染物質排出許可管理の実施単位は、汚染物質排出許可証を取得しないまま工業騒音を発生させてはならず、汚染物質排出許可証の要求に従い騒音汚染を防止しなければならない。

- 土壌汚染を防止すること

土壌汚染重点監督管理単位²は、厳格に有毒有害物質の排出をコントロールし、土壌汚染の潜在的なリスクの逐一検査制度を確立し、自主的なモニタリングプランを制定しなければならない。

- 固体廃棄物を規範的に管理すること

企業は工業固体廃棄物の管理体制を構築し、工業固体廃棄物を管理する部門及び責任者を明確にしなければならない。工業固体廃棄物の生産、収集、保管、輸送、利用、処理の全過程に関する環境汚染防止責任制度を確立・完備し、工業固体廃棄物管理台帳を作成したうえ、発生する工業固体廃棄物の種類、数量、流れ、保管、利用、処理等の情報を事実通りに記録し、工業固体廃棄物のトレーサビリティ及び調査可能性を実現するとともに、工業固体廃棄物による環境汚染の防止措置を講じな

² 土壌汚染防止法 21 条によれば、地方政府は有毒・有害物質の排出状況に応じて「土壌汚染重点監督管理単位目録」を作成し、これに含まれる企業の周囲の土壌について定期的にモニタリングを行う。

ればならない。事業者に変更が生じた場合には、変更後の事業者が環境保護関連規定に従い未処理の工業固体廃棄物及びその保管・処理のための施設、場所について、安全に処理し、又は効果的な措置を講じて当該施設、場所の安全な運営を保証する。

(四) プロジェクトの閉鎖・解体段階

- 土壤重点監督管理単位や非鉄金属精錬、石油加工、化学工業、コークス化、電気めっき、皮革製造、製紙、鉄鋼、製薬、農薬、プリント等に関わる業界の企業が解体活動を行う場合には、「企業解体活動汚染防止技術規定（試行）」における関連要求に従い、「企業解体活動汚染防止方案」及び「解体活動環境応急預案」を制定し、解体活動における廃水、固体廃棄物及び遺留資材や残留汚染物質によって土壤や地下水が汚染されることを防止したうえ、解体活動の所在地の生態環境部門、工業・情報化主管部門に届け出なければならない。
- 「環境保護法」41 条に基づき、企業は無断で独自に解体又は休眠してはならない。汚染防止施設の利用停止に関わる場合には、事前に現地の環境保護主管部門に相談し、関連する記録を残すことなどが必要になる。
- 解体活動が終了した後、「企業解体活動環境保護作業総括報告書」を作成し、関連する資料を保管しなければならない。

以上のように、年々強化されている環境保護規制に直面する中国進出日系企業は「転ばぬ先の杖」を心掛け、プロジェクトの前段階からライフサイクル全体にわたって環境コンプライアンス管理を徹底し、コンプライアンス違反による深刻な損失を未然に防ぐよう積極的な措置を講じていくことが望まれる。

以上

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所 パートナー

中国弁護士 陳 天華（ちん てんか）

外商投資、国際貿易、外貨・輸出入規制法対応を主たる分野としている。外商投資の領域において豊富な実務経験を有し、外商投資企業の設立、M&A、企業再編、解散、清算等をはじめとする多数の案件に携わってきた。対中貿易の各領域にも精通しており、特に外貨管理、税関管理に関する紛争の解決といった方面で幾多の実績を収めている。近年経済安全保障分野のリーガルサービスに力を入れており、重要データ、個人情報保護及び輸出規制の分野を中心にアドバイスを提供している。注力している産業分野は、エネルギー、化学工業、電力、鉄鋼、機械、物流、金融、医薬、紡績、食品など多岐に渡る。



中国弁護士 牛唯倩（ぎゅう ゆいせん）

個人情報保護／データコンプライアンス、電信業務、知的財産権のライセンス及び独禁法・不正競争防止法関連領域を主たる業務分野とする。国際プライバシー専門家協会（IAPP）に所属しており、IAPP の認定資格である CIPP/E（欧州公認情報プライバシー専門家）を取得した。



King & Wood Mallesons 金杜法律事務所

中国弁護士 苗静茹（みょう せいゆ）

外商投資、一般企業法務を主たる業務分野とする。



中国におけるセクハラに関する最新動向

森・濱田松本法律事務所

弁護士 五十嵐 充、森 琢真

Email: mitsuru.igarashi@mhm-global.com

TEL: 03-6266-8906

<要約>

- 中国においてもセクハラを禁止する規定は以前から存在していたが、2019年に世界的にハラスメントの問題が大きく取り上げられたことを受け、民法典においてセクハラに関する規定が設けられた。
- 近年、中国におけるセクハラに関する急速な立法・法改正に応じるため、企業はセクハラの予防措置・体制整備等が急務となっている。
- 昨年、女性權益保障法が全面改正され、使用者に対してセクハラの防止・制止措置を講じる義務の内容が明確化され、また、女性従業員の就労機会の平等及び特別權益の保護についても改正が行われるなど、使用者にとって重要性が高い。

はじめに

近年、中国においてセクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という）に関する立法・法改正が急速に進んでおり、企業においてもセクハラに対する措置義務が課されるなど、法改正に応じたセクハラ予防措置・対応体制整備等の徹底が急務となっている。本稿では、近年の中国におけるセクシュアルハラスメントに関連した法改正等を紹介し、人事労務管理において求められる対応を説明する。

1. セクハラに関する民法典の制定

中国では、職場における女性に対するセクハラを禁止する規定（女性従業員労働保護特別規定 11 条）は以前から存在していた。しかし、2019年にILOで「暴力及びハラスメント」¹条約が採択される等、世界的にハラスメントの問題が大きく取り上げられる中で、中国でもセクハラが社会的に大きく取り上げられることになったことを受け、民法典においてセクハラに関する規定が設けられ、2021年1月1日から施行された²。

前述した女性従業員労働保護特別規定と比較した場合の主な改正点は以下の3点である。

民法典 1010 条 1 項	女性従業員労働保護特別規定 11 条
他人の意思に反して、言葉、文字、画像、身体的行為等の方式により他人に対して性的嫌がらせを行った場合は、被害者は、法に基づき行為者に民事責任の負担を請求する権利を有する。	労働場所において、使用者は、女性従業員に対するセクシャルハラスメントを予防及び制止しなければならない。

¹ 「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（2019年6月21日第108回ILO総会採択。2021年6月25日発効）は、仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準である。条約は、「暴力及びハラスメント」について、ジェンダーに基づくものを含み、「一回限りのものであるか反復するものであるかを問わず、身体的、心理的、性的又は経済的損害を目的とし、又はこれらの損害をもたらす、若しくはもたらすおそれのある」一定の容認することができない行動及び慣行またはこれらの脅威と定義し、加盟国にはその存在を「一切許容しない一般の環境の醸成」を促進する責任があることに注意を喚起している。なお、日本及び中国は未批准である。

² 民法典 1010 条 1 項は「他人の意思に反して、言葉、文字、画像、身体的行為等の方式により他人に対して性的嫌がらせを行った場合は、被害者は、法に基づき行為者に民事責任の負担を請求する権利を有する」と規定する。中国では、日本とは異なり、セクハラの種類化（対価型・環境型）は明確には行われていない。また、セクハラは職場での行為に限定されない点に日本とは異なる特徴がある（五十嵐・姚珊『実務中国労働法』94頁（経団連出版、2022）。

① セクハラ禁止の強化

女性従業員労働保護特別規定 11 条では、セクハラに関して使用者の措置義務が定められているだけであったが、民法典ではセクハラの行為者に対する民事責任を明確に規定し、セクハラを禁止する姿勢を強化した。

② 禁止されるセクハラの場所的範囲の拡大

女性従業員労働保護特別規定 11 条では「職場」におけるセクハラが禁止されるにとどまっていたが、民法典 1010 条 1 項では「職場」という場所的な制限は記載されておらず、労働と関係のない場面におけるセクハラについても一律に禁止している。

この点について、日本では、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置等についての指針³において、あくまで職場におけるセクハラについてのみ規律していることと比べると、最近の世界的なセクハラの動向も踏まえた先進的な内容であるといえる。

③ 禁止されるセクハラの対象者の拡大

女性従業員労働保護特別規定 11 条ではセクハラの対象者は「女性」に限定されていた。しかし、民法典 1010 条 1 項では「他人」と規定され、セクハラの対象者に「男性」も加えられ、性別に関係なくセクハラを禁止した。

また、民法典 1010 条 2 項は「機関、企業、学校等の単位は、合理的な予防、苦情申立の受理、調査及び処置等の措置を講じて、権限、従属関係等を利用した性的嫌がらせの実施を防止し、制止しなければならない」と規定する。

使用者は、職場におけるセクハラに対する措置義務として、①合理的な予防措置、②苦情申立の受理、調査及び処理等の措置を実施することが求められる。

なお、セクハラに関する措置義務について、日本では行政指針として定められており、措置義務違反に対しては是正・指導及び会社名公表等の行政責任が予定されているが、中国では、私人間の権利義務関係を規律する民法典において使用者に対するセクハラの措置義務が定められていることから、措置義務違反がある場合に労働者個人（特に被害者・相談者）に対して直接民事責任を負うことになる。2022 年 12 月現在において、使用者の措置義務違反に対して、民法典 1010 条違反を根拠に、労働者から直接に責任追及を受けた事例はないが、後記の指導性案例を踏まえると、上記責任追及を受ける可能性は十分にあると考えられる。なお、女性に対する職場におけるセクハラについては、上表のとおり女性従業員労働保護特別規定 11 条及び民法典 1010 条 2 項によって使用者に予防義務と制止義務が課されており、これらの義務違反に対しては、使用者の損害賠償義務等が定められている。

2. セクハラに関する指導性案例の公表

2022 年 7 月 4 日、最高人民法院が人事労務分野に関して指導性案例⁴を公表した。その一つ（指導性案例第 181 号）は、部下からのセクハラ相談を無視し、会社に虚偽報告を行った管理職に対する解雇が有効と判断された事案（（2021）滬 01 民終 2032 号）である。

本案例では、部下からのセクハラ相談を無視するどころか当該部下を解雇しようとし、会社にはセクハラは無かったとの虚偽の報告をした管理職に対する解雇の有効性が争点となった。

本案例は民法典施行前の事案であるが、会社規則には「マネージャー等の経営陣は、部下から懸念や問

³ 平成 18 年厚生労働省告示第 615 号 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605548.pdf>

⁴ 指導性案例とは、「判例指導業務に関する規定」に基づき、最高人民法院が、先例性が高いと認めた判例を公表するものであり、各人民法院は、類似事例の裁判を行うときに要点部分や規範部分を参照することが求められていることから、実質的に法源性を持つ裁判例である（なお、中国では一般に判例に先例拘束性（法源性）はないが、指導性案例はその例外となっている。）。

題が提起された場合、専門的かつ迅速に解決を支援し、報復しないこと」と定められていたことから、会社規則違反として当該解雇が認められたものであるが、「使用者の管理者は、セクハラを受けた従業員からの苦情に対して、合理的な措置を講じて処理しなければならない。」と判示されており、今後は民法典 1010 条 2 項に基づき使用者は（管理職である労働者も含めて）セクハラ予防義務と制止義務を果たすことが求められる、という最高人民法院からのメッセージであると思われる。

3. 女性權益保障法の改正

昨年、中国でジェンダーに関する重大事件（「鎖の女事件」（農村部における女性誘拐・監禁事件）等）が社会的に大きなインパクトを与えるなど、民法典制定を経てもなお実情として十分な保護を受けられているとはいえない女性權益に対する社会的関心が高まる中、女性權益保障法が全面改正（以下「本改正」）された。本改正により、使用者に対してセクハラ防止・制止措置を講じる義務の内容が明確化された。また、女性従業員の就労機会の平等及び女性従業員の特別權益の保護について具体的かつ実行性のある改正が行われるなど、使用者にとって重要性が高いといえる。

具体的には、使用者にはセクハラ予防と制止のために以下の措置が義務付けられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① セクハラを禁止する規則制度を制定すること② 担当部署又は担当者を明確化すること③ セクハラ予防と制止のための講習、教育を行うこと④ 必要な安全警備措置を講じること⑤ 通報電話、メールボックス等を設置し、通報ルートを提供すること⑥ 調査、処理手続きを構築、完全化し、適時に紛争の処理を行いかつ当事者のプライバシーと個人情報保護すること⑦ 被害者の女性が法に基づき権利保護を求めることについてサポート、協力し、必要な場合、被害者の女性に対して心理相談を提供すること⑧ その他セクハラを防止、制止するための合理的な措置 |
|---|

次に、使用者は定期的に女性従業員に対して婦人科疾患、乳腺疾患及び女性が特別に必要とするその他の健康診断を手配しなければならない。

また、企業が従業員を採用する際に以下の差別的行為を禁止する旨規定した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 男性に限定又は男性を優先させるよう規定すること② 個人の基本情報を超え女性応募者の結婚、出産状況を質問又は調査すること③ 妊娠確認を入職時身体検査項目とすること④ 結婚、出産を制限し、又は結婚、出産状況を採用条件にすること⑤ その他性別を理由に女性の採用を拒絶し又は差別的に女性の採用基準を引き上げる行為 |
|--|

これらの禁止行為を行い違反があった場合、社会保障部門が是正を命じ、是正しない又は状況が深刻な場合は、1 万元以上 5 万元以下の過料が科される。

4. 実務上の注意点

女性權益保障法の全面改正により、セクハラに関して使用者が行うべき措置義務（民法典 1010 条）の内容が具体的に示されたものといえる。以下詳述する。

① 合理的な予防措置

セクハラに対する合理的な予防措置として、女性權益保障法ではまずセクハラを禁止する規則制度を

制定することが明確に義務付けられた。多くの日系現地法人にはすでにセクハラを禁止する旨を就業規則等で明記しているものと思われるが、仮に未整備の場合には、同法の施行（2023 年 1 月）に合わせて就業規則等を修正することが望ましいといえる。次に、使用者は担当部署又は担当者を明確化することが定められた。また、使用者には従業員に対してセクハラの予防と制止のための講習、教育を行うことも規定されたことから、従業員に対するセクハラ研修の実施も法的義務となった。ここでいう「従業員」には原則として駐在員も含まれることに注意すべきである。さらに、セクハラが発生しないよう必要な安全警備措置を講じることも求められる。

② 苦情申立の受理

使用者は、セクハラに関する「苦情申立の受理」として、通報電話、メールボックス等を設置し、通報ルート（ホットライン）を提供することが定められた。内部通報窓口を設置していない場合には、何らかの相談窓口を設けることが必要となる。

③ 調査及び処置等の措置

セクハラに関する苦情の申立があった場合に備えて、使用者は調査、処理手続きを構築、完全化し、実際に苦情の申立があった場合には適時に紛争の処理を行いかつ当事者のプライバシーと個人情報保護を保護する必要がある。また、被害者の女性が法に基づき権利保護を求めることについてサポート、協力し、必要な場合、被害者の女性に対して心理相談を提供することが求められる。そして、セクハラが疑われる事象が生じた場合、使用者としては速やかに事実確認を行い、セクハラ行為が認定される場合には、その程度に応じて行為者に対する懲戒処分等を検討することが望ましい。このような事実の調査と処置は、民法典 1010 条 2 項でも使用者に求められており、「使用者の管理者は、セクハラを受けた従業員からの苦情に対して、合理的な措置を講じて処理しなければならない。」とする上記指導性事例からすると、管理職である労働者も含めてセクハラ事象の事実調査と処置が求められる。

以上

森・濱田松本法律事務所

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ

当事務所は、中国において 1998 年から北京オフィス、2005 年から上海オフィスを開設しています。日本企業が中国において直面する数多くの法律問題について、現地法律事務所と緊密に提携しながら、全面的なリーガル・サービスを提供しています。また、日本企業の中投資や紛争の増加に対応し、最先端のリーガル・サービスを提供するため、当事務所では中国業務チームを設置しています。現在、中国業務チームは、多数の日本人弁護士、専門スタッフから構成されています。当事務所の北京オフィス、上海オフィス及び現地法律事務所とのネットワークも活用しながら、日本国内と北京・上海等の中国国内の両方において、日本人弁護士と中国人弁護士による総合的なリーガル・サービスを提供しています。

弁護士 五十嵐 充

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学法科大学院修了。高井・岡芹法律事務所北京代表処、上海代表処首席代表を経て現職。

主な著作：『実務 中国労働法』（経団連出版）、『中国の労務管理 Q & A』（日本国際貿易促進協会）、『中国労働法事件ファイル』（日本法令）、『中国・タイ・ベトナムの労働法の実務』（労働調査会）、『外国人材の雇用戦略』（日本法令）等



弁護士 森 琢真

2019 年早稲田大学法学部卒業、2021 年東京大学法科大学院中退、2022 年弁護士登録（74 期）。

通商法（経済安全保障）、中国・台湾法務、人事労務、ヘルスケア等多様な分野の業務を取扱う。その他公益（法教育）活動にも取り組んでいる。



(ご参考) チャイナビジネス関連情報

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	第 12 号(2022/12/5) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0157-XF-0105.pdf 23 年第 1 号(2023/1/11) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0158-XF-0105.pdf 23 年第 2 号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	中国経済に忍び寄る人口減少の影響(2022/11/4) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/express-as221104.pdf 経済正常化を目指す 2023 年の中国(2022/12/26) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as221226.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.119(2022/9/26) フレンドショアリングでアジアはどう動くのか https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2209-2210.pdf Vol.120(2022/12/22) ウクライナ情勢等によるエネルギー安全保障への影響と脱炭素の動向 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2212-2301.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 645 号(2023/1/19) 中小零細企業の成長支援策を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0698-XF-0105.pdf 第 646 号(2023/1/30) 長三角一体化発展 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0699-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 129 号(2022/12/23) 22 年 11 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0129-XF-0105.pdf 第 130 号(2023/1/18) 22 年実質 GDP 成長率 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0130-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2022/12/19) 22 年 11 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0075-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2023/1/19) 22 年 12 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0076-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86- 512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮井公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。